

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 2 6 回議事録

令和6年（2024年）12月3日開催

第526回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年（2024年）12月3日（火） 午後1時30分から

開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 りんどう・つばき

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 藤森隆美 浜口多美雄
平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）小森田智大

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 大塚徹 参事 佐藤陽
主任技師 丸吉浩太

（事務局）審議員 清田季義 主幹 堀田英一 主幹 中根基行
参事 徳留剛彦 技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案 熊本県資源管理方針の改正について（諮問）

第2号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし
対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわ
し対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事
管理区分に配分する数量について（諮問）

第3号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基
本計画の改正について（諮問）

事務局

それでは定刻になりましたのでただいまから第526回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り、事務局からご報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で、過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。第526回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を1部、漁業法関係法令集という冊子を1部お配りしております。過不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは橋本会長よりお願いいたします。

議長

今年も最後の委員会となりました。来年もまたよろしくお願いいたします。それではただいまから第526回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で、定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と、平山委員にお願いいたします。なお議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案、「熊本県資源管理方針の改正について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第1号議案熊本県資源管理方針の改正について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。

国は改正漁業法に基づき、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくため、科学的な資源評価に基づくTACによる数量管理を進めております。TAC管理を行う魚種は、「特定水産資源」として国の策定する資源管理基本方針及び都道府県が策定する資源管理方針に位置付けられることとなりますが、本年11月21日、国の策定する資源管理基本方針の改正が官報に掲載され、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、まだい日本海西部・東シナ海系群の3魚種が新たに特定水産資源として位置付けられました。

このうち、まだい日本海西部・東シナ海系群については本県においても漁獲される魚種であることから、本県で策定する熊本県資源管理方針に位置付ける必要があり、今回諮問させていただくものです。

続いて、諮問内容である熊本県資源管理方針の改正内容についてご説明します。今回の改正点は、先ほどご説明しました、新たに特定水産資源として、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を追加するもの、加えて、既存魚種の記載にある敷網漁業の漁獲努力量の変更についてです。

まず、「まだい日本海西部・東シナ海系群」の追加についてご説明します。資料は資源管理方針案の全体を掲載しておりますが、このうちまだいが掲載される資料 15 ページをご覧ください。こちらは、熊本県資源管理方針の改正案のうち、国の作成する記載例に倣って作成しましたまだい日本海西部・東シナ海系群の記載案であり、知事管理区分の設定や配分基準等について定めております。これまで、本魚種については国と関係漁業者との協議を踏まえ、令和 7 年 1 月からステップアップ管理を開始することとされており、本記載案の第 5 において、ステップアップ管理を行う旨を明示しております。

資料 26 ページをご覧ください。ステップアップ管理について簡潔にご説明します。ステップアップ管理とは、通常の TAC 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC 管理当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に TAC 管理を進めるものです。資料に記載のとおり、ステップアップ管理は 3 段階設定され、漁獲報告のみを行うステップ 1、TAC 数量を試験的に分配するステップ 2、採捕停止命令を伴う通常の TAC 管理を行うステップ 3 に分かれており、約 3 年間を想定しているステップ 1 から 2 の期間に、TAC 管理に係る課題の解決に向けて十分な進展があった場合に、通常の TAC 管理であるステップ 3 に移行するというものです。なお、本県においてステップアップ管理を行う魚種は、本改正により、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群の 3 魚種となります。以上がまだいを特定水産資源に位置付ける改正についてです。

続いて、敷網漁業の漁獲努力量の変更についてご説明します。資料 27 ページをご覧ください。27 ページからは今回の改正に係る新旧対照表を示しており、本ページの最下部にまあじの漁獲努力量の設定箇所が記載されております。漁獲努力量の設定は、熊本県資源管理方針別紙 1 に位置付ける特定水産資源のうち、本県では漁獲可能量の数量が明示されていない魚種に対して第 4 の欄で設定しており、現行の漁獲努力量を著しく増加させないために設定しているものです。

他方で、敷網漁業においては、現行の許可数 16 に対し 60 隻と設定されており、過大な隻数の設定となっております。そのため、現行の許可の定数と現在の許可数を反映し、現行方針で敷網の隻数を設定しているまあじ、まいわし、するめいか、まさば・ごまさば、かたくちいわし、うるめいわしについて、敷網の漁獲努力量の上限を 22 隻に改めたく考えております。なお、この 22 隻の数については、令和 3 年に海区調整委にお諮りしました、本県の漁業許可取扱方針に位置付けられた上限隻数となっております。

説明は以上になります。なお、今回の資源管理方針（案）につきまし

て、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただいま水産振興課からの第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

平山委員

1点お尋ねします。まだいをTAC管理でステップアップ管理されるのですが、対象とする漁業の中で、まだいだとかなり遊漁で漁獲されるものが多いと想定されると思うが、遊漁による漁獲の扱いについてはどのようなのか。

議長

水産振興課どうぞ。

水産振興課

まだいの遊漁の状況について回答させていただきます。令和6年、今年度水産庁の事業におきまして、本県の天草地域におきまして遊漁の実態調査を実施しているところであります。ここで得られた遊漁の推定漁獲量であったり、漁業調整における課題を整理しながら、水産庁の方で遊漁採捕量調査手法を確立するような形で聞いております。

なお、今後TAC魚種の拡大に伴い、まだいに限らず、まずは遊漁の採捕実態を踏まえたTAC管理体制を構築することを水産庁は目指しておりまして、現段階の令和7年度の水産庁の予算要求資料の中でも遊漁の採捕量調査を行うといった記載がされているところでもあります。

現状ではまだいの遊漁採捕量についてはきっちりとしたデータはないものでありますが、本県としましては、TAC報告を漁業者の皆様から受けながら、正確な採捕量を把握するとともに、遊漁者に対する皆様の御懸念等をTACの意見交換会等の場で発信しながら、漁業者の皆様の意見も踏まえたTAC管理がされるよう働きかけていく所存でございます。

平山委員

そうしますと、遊漁についてもTACの数量管理の下に入れるという考えですかね。

水産振興課

現状、遊漁の数量がTACの対象となるかどうかについては、具体的な方針が示されていないところですので、我々としては未確定の状況であるということで回答させていただきます。

国の方針が定まりましたら、遊漁の影響をどうするかという部分については、今後皆様と国全体でも議論を重ねながら検討していく形になると考えております。

平山委員	ありがとうございました。
議長	他にありませんか。
藤森委員	ちょっと説明の仕方がおかしかったよね。 今までは、正確な数字はわからなかったと。今年度から正確な数量を求めて、その数量をみて TAC をかけるかかけないか、調査をするということ？
水産振興課	はい。今年度まではですね、遊漁の調査手法の確立というものを目指して事業を実施してきたところです。この結果を踏まえて水産庁で調査を行うと認識しているところでございますので、本県のみならず他の県でも遊漁ではどのようなものになるのかを把握していきながら、水産庁や関係県と検討していく形になるかと考えております。
藤森委員	だから、どれだけの量を遊漁者が獲っているのかを調査して、あまりにもひどかったら TAC をかけるというような調査を今年度からするわけよね。 はい、OK です。
議長	よろしいですか。他にございませんか。
木山委員	はい、お尋ねです。 資源管理の方向性ということで記載されていますけど、一部の魚種によっては、令和14年までに中位以上の回復を目指すってことでありますけれど、いつの時点を基準にしたところの中位以上になるのですか。
水産振興課	はい、回答いたします。令和14年までの目標については、別紙2に位置付けられている魚種についてかと思いますが、こちらの方で認識間違いないでしょうか。
木山委員	はい。
水産振興課	ありがとうございます。こちらの別紙2の多くの魚種については、昨年、ちょうど今頃、こちらから改正の諮問させていただいたものになります。昨年までの資源評価等を踏まえ、ここで策定・決定したものですので、昨年時点に得られたデータを用いて、このような形で目標設定、方向性を設定しているものになります。

議長 委員	よろしいですか。他にございませんか。 特にありません。
議長	それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
議長	第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。 第2号議案令和7管理年度における「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。 資料35ページの図1をご覧ください。資源管理の流れを簡単に説明します。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC 管理と呼ばれるものです。 熊本県で漁獲される魚種として、まあじ、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろの7魚種、及び第1号議案で諮問いたしました、まだいが TAC 管理対象魚種に該当します。図2をご覧ください。TAC 管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問した上で決定することとなっていますので、今回諮問させていただきます。 資料の36ページをご覧ください。令和7年1月1日から始まる令和7管理年度の「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、まあじが 290 トン、まいわしが 1,278 トンです。

都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位 80 %を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は全体の 80 %には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。

配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和7管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、かたくちいわし、うるめいわし、まだいについてご説明します。資料37ページをご覧ください。まずは、令和6管理年度から導入されたステップアップ管理について説明します。通常の TAC 魚種では、例えばくろまぐろのように採捕できる数量を配分して行いますが、新たな TAC 魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。具体的には、資料の図に示すとおり、ステップ1から段階的に管理を行います。ステップ1とステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。

また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ1の期間は1年間で想定されています。

次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の試行的な配分が行われます。この場合、漁獲実績等を基礎に管理を行う目安として数量が提示されます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間で想定されています。

国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。ステップ3からは通常の TAC 管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置が義務化されます。

資料38ページをご覧ください。それでは、今回の諮問内容である令和7管理年度の「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。今回、国は①のように、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の漁獲可能量をそれぞれ 50,000 トン、46,000 トン、5,900 トンと決めました。

次に、②ですが、国から「かたくちいわし対馬暖流系群」を「50,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」を「46,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を「5,900トンの内数」で本県に配分しました。都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。先に変更しました、熊本県資源管理方針では、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。

以上のことから、本県の知事管理区分への配分量は③のとおり「かたくちいわし対馬暖流系群」が「50,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」が「46,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」が「5,900トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。

説明は以上になります。御審議の程よろしく願います。

議長

ただ今、水産振興課から2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議無し。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

議長

続きまして、第3号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第3号議案水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。国は沿岸漁場整備開発法第6条に基づく水産動物の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について、第8次栽培漁業基本方針を策定し、栽培漁業全体の方針を示しております。本県でも第7次栽培基本計画を策定してまいりましたが、国の基本方針及び今後改正予定となる熊本県水産基本計画との調和を図るため、この度新たに策定するものです。

続いて、諮問内容である水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正内容についてご説明します。まずは資料-1をご覧ください。現在の基本計画は平成27年度から令和3年度を計画期間として策定され、栽培漁業の推進を図ってきました。第8期

の計画については、令和８年度までを計画期間とし、国が策定しました栽培基本方針に調和させて策定しております。基本計画に定める事項を右側に記載させております。資料－１の裏面に第７期からの主な変更・追加とその理由を記載しております。

主な変更点としまして、「全体」、「第１ 育成に関する指針」、「第４ 技術の開発」、「第５ 調査事項」、「第６ 種苗の生産、放流、育成」は国基本方針との調和を図り修正しております。「第２ 水産動物の種類」は試験の中止や終了、要望の限定的な魚種などの見直しを行っております。「第３ 放流数量の目標」は過去５か年の放流実績を参考に、魚種ごとに目標放流数量及び放流時の大きさを設定しております。「第７ 達成目標」は熊本県栽培漁業地域展開協議会で実施する魚種に修正しております。

続きまして、資料－２をご覧ください。こちらは第８期熊本県栽培漁業基本計画の概要となっております。国の基本方針と調和させる形で変更したものを反映させていただいております。

続きまして資料－３をご覧ください。こちらが第８期熊本県栽培漁業基本計画の素案となります。詳細な全体の説明は割愛させていただきます。

説明は以上になります。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から、第３号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員 異議無し。

議長 特にないようですので、第３号議案については、意見なしと答申いたします。

議長 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

藤森委員 クマエビと書いてあるじゃないですか。不知火海で獲れるアジアカとはまた違う？

水産振興課 クマエビはアジアカエビと同種となっています。

藤森委員 一方はアジアカエビとあって、こっちはクマエビと書いてあるが同じものですね。

議長

事務局はありませんか。

事務局

前回、ご協議いただきました全国漁調連の提案事項でございますけれども、10月29日に、福岡の方で全漁調連の九州ブロック会議が行われまして、そちらの方に提案を上げさせていただいております。他の県も含めまして、全ての提案事項が承認されたということで、今後、全漁調連の中で、会長県や副会長県を中心に議論をされ、意見を固めた上で、来年5月の総会に諮って、国へ提案していくというような段取りになっています。情報共有として、ご報告させていただきました。以上でございます。

議長

他にありませんか。

議長

それでは、これで第526回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。